

トータルアシストからだの保険の  
2026年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

トータルアシストからだの保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいておりますトータルアシストからだの保険について、2026年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

○印のある商品について、以下のとおり改定いたします。

| 商品名称     |          |                   | 改定項目                         | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|----------|-------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷害<br>定額 | サイ<br>クル | ゴ<br>ルフ<br>ア<br>ー |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ○        | ○        | ○                 | インターネット更新手続きの導入              | ＜インターネット更新手続きの導入＞<br>からだの保険は、原則「更新のご案内兼継続証」に記載されている内容で自動更新しますが、更新時には補償プランや保険料の払込方法等を見直すことも可能です。今回の更新から、補償プラン等の変更について、お客様ご自身でインターネット導線でのお手続きが可能となります。お手続き方法の詳細は、「更新のご案内兼継続証」をご確認ください。                                                                                                                                                                                |
| ○        | ○        | ○                 | 「個人賠償責任補償特約」の補償拡大            | ＜一部除雪車・軽車両の所有等に起因する損害賠償責任の補償追加＞<br>「個人賠償責任補償特約」では、車両の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任は原則補償対象外ですが、本改定により「原動力を有する乗車装置のない除雪車」および「原動力がもつばら <b>人力ではない</b> 軽車両」(馬車等)については、これらの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任を補償対象とします。<br>※「原動力を <b>有しない</b> 除雪車」は改定前から補償対象です。なお、「原動力を有する乗車装置の <b>ある</b> 除雪車」は、改定後も補償対象外です。<br>※「原動力がもつばら <b>人力である</b> 軽車両」(自転車等)は、改定前から補償対象です。本改定により、改定後は人力が否かを問わず軽車両が補償対象となります。 |
|          |          | ○                 | 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」に関する改定 | ＜ゴルフ競技中止時の取扱緩和＞<br>ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等により競技を中止した場合も補償対象とする約款改定を行います。(*)<br>(*)パー35以上の9ホールを正規にラウンドする前提であったことが、ゴルフ場の予約画面等で確認できる場合に限りです。                                                                                                                                                                                                                          |
| ○        | ○        | ○                 | 「手術」の定義改定                    | ＜「手術等管理料」の除外＞<br>「手術に対するお客様の身体的負担等を補償する」という手術保険金の目的に照らし、約款上の「手術」の定義について、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により「手術等管理料」(*)として算定されるものを除く改定を行います。<br>(*)手術前後に行われる医学的管理を評価する診療報酬点数                                                                                                                                                                                                       |

## 2 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」に関する追加のご案内

「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」(以下、本特約)に関して、「お支払対象となるホールインワン・アルバトロス」、「キャディを同伴せずにラウンドする際の留意点等」を改めてご案内します。本特約にご加入いただいている方は必ずご確認くださいませようお願いいたします。

### (1) お支払対象となるホールインワン・アルバトロス

本特約でお支払対象となるホールインワン・アルバトロス(以下、ホールインワン等)は下表のとおりです。

|               |                     |                                                                                                  |
|---------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公式競技以外の<br>場合 | ①または②のいずれかのホールインワン等 |                                                                                                  |
|               | ①                   | <b><u>ア.およびイ.の両方が</u></b> 目撃したホールインワン等<br>ア. 同伴競技者<br>イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等)   |
|               | ②                   | 記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等                                                                  |
| 公式競技の場合       | ①または②のいずれかのホールインワン等 |                                                                                                  |
|               | ①                   | <b><u>ア.またはイ.のいずれかが</u></b> 目撃したホールインワン等<br>ア. 同伴競技者<br>イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等) |
|               | ②                   | 記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等                                                                  |

### (2) キャディを同伴せずにラウンドする際の留意点等

近年、キャディを同伴せずにラウンドするプレースタイル、いわゆる「セルフプレー」が増加しています。

しかしながら、セルフプレーの場合は同伴キャディがおらず、上記(1)の「同伴競技者以外の第三者」による目撃証明の取り付けが困難となることがありますのでご注意ください。なお、より確実に補償を受けていただく観点から、セルフプレーの際には以下の対応をおすすめしております。

- ホールインワン等の可能性があるショットの際に、スマートフォン等でショットからカップインまでの連続した動画を撮影する。
- ゴルフ場の従業員や他の組の競技者等にホールインワン等の目撃有無を確認し、目撃された方がいた場合には、後日の保険金のご請求に関するご協力(「ホールインワンまたはアルバトロス証明書」への署名等)をその場で依頼する。

このご案内は、2026年10月1日以降始期のトータルアシストからだの保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「ご契約のしおり(約款)」に記載しています。約款のご請求やご不明な点がある場合は、東京海上日動のホームページの「お客様サポート」(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/>)までお問い合わせください。